令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：　　三条市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	83.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.1%
全職員	69.9%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
部長級相当職	―
課長級相当職	96.8%
課長補佐級相当職	97.1%
係長級相当職	100.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	86.8%
３１～３５年	92.5%
２６～３０年	93.2%
２１～２５年	86.6%
１６～２０年	87.8%
１１～１５年	83.8%
６～１０年	83.9%
１～５年	82.9%

【説明欄】

・２(1)「部長級相当職」区分については、女性の職員がいないため。
・「任期の定めのない常勤職員」の扶養手当及び住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 83.6%、住居手当の受給者に占める男性の割合は 53.8%である。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。